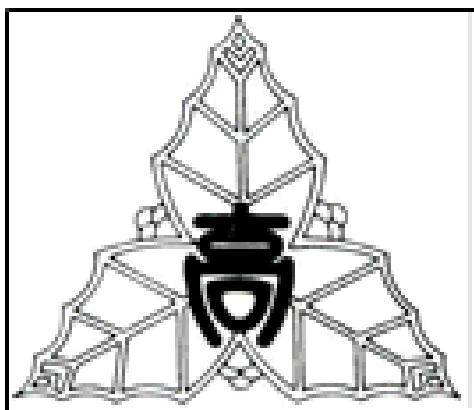


いじめ防止基本方針



平成 30 年 10 月

静岡県立金谷高等学校

目次

はじめに

第1章	いじめの現状と基本理念	1
1	いじめの現状	
2	基本理念	
第2章	いじめの防止等の基本的な考え方	1
1	いじめの定義	
2	いじめの理解	
3	基本的な考え方	
第3章	組織の設置	4
1	いじめ対策委員会の設置	
2	いじめ対策委員会の構成員	
3	いじめ対策委員会の役割	
第4章	いじめの防止等のための対策	4
1	いじめの未然防止	
2	いじめの早期発見・早期対応	
3	関係機関との連携	
第5章	重大事態への対処	6
1	重大事態のケース	
2	重大事態についての調査	
3	情報の提供	
4	報道への対応	
別紙1	「いじめ早期発見のためのチェックリスト」	8
別紙2	「組織図（校内指導体制及び関係機関）」	9
別紙3	「対応の流れ」	10
	いじめ指導記録カード	11

はじめに

「いじめは、どのような理由があろうとも、許されない行為である。」

このことを誰もが分かっているにもかかわらず、いまだにいじめを背景として子どもの生命や心身に危険が生じる重大な事案が、全国各地で後を絶たない。

平成 25 年 9 月には、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、「いじめ防止対策推進法」が施行され、国はこれに基づき「いじめの防止等のための基本的な方針」を策定した。

これらを受けて静岡県では、平成 26 年 3 月に「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」を策定し、平成 28 年 12 月には「静岡県子どもいじめ防止条例」を制定するなど、いじめ問題の克服に向けて、社会総がかりで取り組んできた。このたび、「いじめの防止等のための基本的な方針」を国が平成 29 年度 3 月 14 日に改訂したことを受け、関係諸機関との連携のもと、「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」を改訂した。

改訂後の「静岡県いじめ防止等のための基本的な方針」には、各学校においてもこれを参考にしながら、より実効性のある学校いじめ防止基本方針とするよう記載されている。

静岡県立金谷高等学校（以下「本校」とする。）は、校訓「たくましく 心ゆたかに 前進しよう」のもと、自立した社会生活を送ることのできる人間を育成するために、知・徳・体の調和のとれた教育活動を行っている。

すべての生徒が、安心して学校生活を送り、有意義で充実した活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて、日常の指導体制を整備するとともに、いじめの早期発見やいじめを認知した場合の適切かつ速やかな対応を実現するため、本校は改訂した「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」を参考にしながら、より実効性のある「いじめ防止基本方針」をここに定める。

なお、平成 26 年に定めた「いじめ防止のための学校基本方針」は、廃止する。

平成 30 年 10 月

第1章 いじめの現状と基本理念

1 いじめの現状

いじめの認知件数は、年々増加しており、文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、平成28年度の静岡県内の学校におけるいじめ認知件数は7,861件で、平成27年度よりも2,200件余り増加しており、児童生徒1,000人あたりの認知件数は19.3件となっている。

また、全国では、深刻な事態が減少しているとは言えず、いじめに起因する問題が後を絶たない。

いじめは、その原因が学校や学級にあるという考え方をせず、いじめの認知こそがスタートラインであり、いじめの存在を把握しなければ対応へつなげることができない。このことから、できる限り初期の段階でいじめを認知し、対応することが重要となる。

2 基本理念

いじめ防止のための基本理念は、以下のとおりである。この理念に基づき、いじめ防止等のための対策を推進する。

- ① 生徒が安心して生活できるよう、学校の内外を問わずいじめが発生しない環境づくりを行う。
- ② 生徒が、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、いじめの問題について理解し、いじめの防止等に向けた主体的かつ自主的な取組ができる。
- ③ 学校、県、市町、家庭、地域住民その他の関係者の連携を深め、いじめの問題を克服する。

第2章 いじめの防止等の基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめは「いじめ防止対策推進法」によれば、以下のように定義されている。

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつ

て、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

《いじめの具体例》

- ・冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

一つ一つの行為が、いじめに当たるかどうかは、いじめを受けた子どもの立場に立って判断する。いじめであるかを判断する際には「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめと本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その子や周りの状況等を把握し、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策委員会等を適切に機能させ、情報を共有し複数の目で確認する。

2 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こる可能性がある。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）」は、多くの子どもが入れ替わり、いじめられる側やいじめる側の立場を経験していることがわかっている。

「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすれば「暴力を伴ういじめ」と同様に、生命又は心身に重大な危険を生じさせる。

いじめた・いじめを受けたという二つの立場だけでなく、学級や部活動等の子ど

もが所属する集団において、規律が守れない、問題を隠すような雰囲気があったり、「観衆」としてはやし立て、面白がる子どもや、「傍観者」として周りで見て見ぬ振りをして関わらない子どもがいたりすることにも注意を払い、集団全体がいじめを許容しない雰囲気となるように日頃から指導及び支援をしていく必要がある。

3 基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない。

しかし、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が求められる。

いじめを受けた子どもは心身ともに傷ついている。その大きさや深さは、本人でなければ実感できない。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気づき、理解しようとするのが大切である。また、いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなることが予想される。そのため、いじめを未然に防止することが重要となる。

これらのことを踏まえ、本校では家庭や地域と連携しながら、以下の取り組みに重点を置く。

(1) いじめの未然防止

いじめの未然防止には、いじめが起こりにくい人間関係をつくり上げていくことが求められる。学校全体で、健やかでたくましい子どもを育て、心の通い合う温かい人間関係の中で、いじめに向かわない子どもを育てる。

また、家庭と連携し、子どもが安心・安全に成長する環境を整える。

(2) いじめの早期発見・早期対応

いじめを早期に発見し、適切に対応することが重要となる。子どもの健やかな成長を見守り、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、一刻も早く対応する。

(3) 関係機関との連携

いじめの問題に家庭、地域、学校の連携・協力だけでは十分対応しきれなかったり、解決に向けて状況が変わらなかつたりする場合、関係機関（警察、児童相談所、医療機関など）と連携する。

第3章 組織の設置

1 いじめ防止対策委員会の設置

本校は、組織的かつ実効的にいじめの防止等に取り組む中核となる常設の組織として、いじめ防止対策委員会を置く。

2 いじめ防止対策委員会の構成員

構成員は、委員長を校長とし、委員を副校長、教頭、生徒指導主事、保健相談課長、養護教諭、学年主任、該当HR担任、スクールカウンセラーとする。

なお、必要に応じて関係の深い教職員や外部専門家（スクールソーシャルワーカー、医師など）の協力を依頼する場合もある。

3 いじめ防止対策委員会の役割

- (1) いじめ対策の企画立案と事案対処
- (2) 情報の収集、記録、共有
- (3) 緊急会議の開催と対応の協議
- (4) 相談・通報の窓口
- (5) いじめ防止基本方針の見直し

第4章 いじめの防止等のための対策

1 いじめの未然防止

(1) 道徳教育等の推進

互いの個性を認め、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育等の充実を図る。

(2) 子どもの自主的活動の場の設定

HR活動や生徒会活動などを利用して、子どもが自主的にいじめについて考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

(3) 保護者や地域への啓発

保護者や地域に対して、子どもの様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するよう啓発する。

(4) 配慮を要する子どもへの支援

特に配慮が必要な子どもについては日常的に、その子どもの特性を踏まえ適

切な支援及び指導を組織的に行う。

(5) 教職員の資質向上

いじめ対策委員会の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事例をもとに事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る。

(6) 学校評価による取組の評価

いじめ防止等のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。

2 いじめの早期発見・早期対応

(1) いじめの情報共有の体制整備

教職員がいじめを発見又は相談を受けた場合は、その情報を抱え込むことなく、いじめ対策委員会に報告する。

(2) 子どもの実態把握

子どもに対する日常的な観察を基盤に、定期的なアンケート調査等を行い、必ず複数の目による状況の見立てを行う。

(3) 相談体制の整備

心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー等の協力を得ながら、子ども、保護者、教職員に対する相談体制を整備する。

(4) いじめに対する措置

- ① いじめの通報を受けたり、子どもがいじめを受けていると思われたりする時は、教職員は速やかに、いじめ対策委員会へ報告し、学校の組織的対応につなげる。また、いじめが確認された場合には、静岡県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。
- ② いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、再発防止のため、いじめ対策委員会を活用し、いじめを受けた子どもとその保護者に対する支援、いじめを行った子どもとその保護者に対して指導、助言を行う。
- ③ 必要に応じて、いじめを行った子どもを、いじめを受けた子どもが使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた子どもが安心して教育を受けられるようにする。
- ④ いじめを受けた子どもの保護者と、いじめを行った子どもの保護者との間で争いが起きることのないよう、保護者と情報を共有するなど必要な措置をとる。
- ⑤ いじめが「解消している」状態とは、「いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安とし止んでいる」「いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていない」ことの2点が満たされていることが必要。また、いじめが「解消して

いる」状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。

- ⑥ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めたときは、警察に相談し、連携して対応する。また、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察へ通報するなど、適切な援助を求める。

(5) 校長及び教員による懲戒

校長及び教員は、いじめを行った子どもに対して、教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を加えることができる。

3 関係機関との連携

いじめが起きたときには、状況に応じて警察や相談機関等と連携し、早期に対応する。また、いじめ防止対策委員会は、必要に応じて児童相談所や医療機関等の外部専門家の参加について協力を求める。

第5章 重大事態への対処

1 重大事態のケース

- (1) いじめにより子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。
 - ① 子どもが自殺を企図した場合
 - ② 身体に重大な傷害を負った場合
 - ③ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ④ 精神性の疾患を発症した場合
 - ⑤ その他被害が重大と認められた場合
- (2) 欠席の原因がいじめと疑われ、子どもが相当の期間（年間 30 日を目安とする）、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で子どもが一定期間、連続して欠席しているとき。

2 重大事態についての調査

重大事態が発生した場合には、教育委員会に報告し、教育委員会の判断のもと、速やかに教育委員会又は学校のもとに組織を設け、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。

なお、子どもの入院や死亡など、いじめを受けた子どもからの聞き取りが不可能な場合は、子どもの尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見を十分に聴取し、保護者と今後の調査について協議の上、速やかに調査を行う。

3 情報の提供

教育委員会又は学校は、いじめを受けた子ども及びその保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供する。

4 報道への対応

情報発信・報道対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることないように留意する。

いじめ早期発見のためのチェックリスト

<教室>

- ☐ 1 昇降口の靴箱に靴が乱雑に入れてある。または、靴が靴箱に入っていない者が多い。
- ☐ 2 掲示物が破れていたり、机に落書きがあつたりする。
- ☐ 3 教室のゴミ箱にごみがあふれている。
- ☐ 4 特定の生徒だけ机の間隔が他の生徒と開いている。

<集団>

- ☐ 5 グループ分けすると特定の生徒だけが残ってしまう。
- ☐ 6 些細なことで特定の生徒だけを冷やかしたりする。
- ☐ 7 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある。
- ☐ 8 クラスやグループの中で絶えず周囲の者の顔色をうかがっている生徒がいる。

<いじめられている生徒>

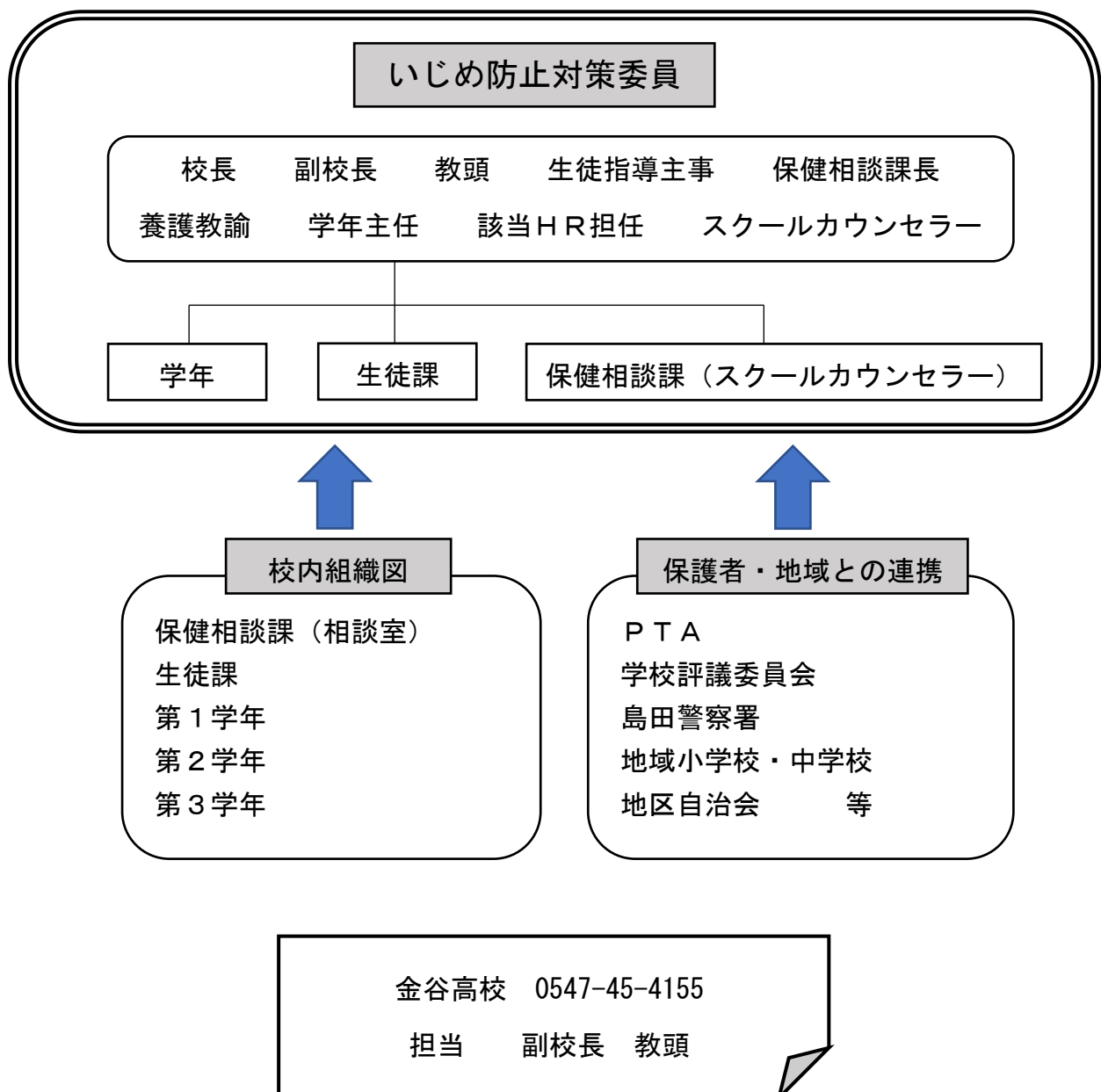
- ☐ 9 休み時間は教室にひとりで座っており、小さな物音に対しても敏感に反応する。
- ☐ 10 一人でいることが多い。
- ☐ 11 欠席・遅刻・早退が多くなっている。
- ☐ 12 体調不良を訴えて保健室に行きたがる。
- ☐ 13 他の生徒からの悪口や攻撃に対して、何もしないで愛想笑いをしている。
- ☐ 14 教職員の近くへ行きたがり、離れようとしない。
- ☐ 15 持ち物や机に落書きをされる。
- ☐ 16 持ち物が隠されたり、壊されたりする。
- ☐ 17 発言をすると声をかけられたり、からかわれたりする。
- ☐ 18 服に靴跡がついていたり、ボタンがとれていたり、ポケットが破れたりしている。
- ☐ 19 手足に傷やあざがある。
- ☐ 20 他の生徒の行動ばかりを気にしていて、下を向いて視線を合わせず、目立たないようにしている。

<いじめている生徒>

- ☐ 21 教職員の機嫌をとることが多く、教職員によって態度を変える。
- ☐ 22 教職員の指導に大声を出して反抗したり、指導を受けず帰ったりする。
- ☐ 23 グループで常に行動し、他の生徒を威嚇したり、指示したりする。
- ☐ 24 特定の生徒だけで強い仲間意識を持っている。
- ☐ 25 活発に行動するが、他の生徒にきつい言葉を使う。

組織図（校内指導体制及び関係機関）

- 1 「いじめは絶対許さない」「いじめを根絶する」という意志のもとで、学校全体で組織的な取組を行う。（人権教育・道徳教育・体験教育・特別活動等）
- 2 「いじめ防止対策委員会」を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談を確実に行之、学校全体で総合的ないじめ防止対策を行う。
- 3 保護者や地域との連携を図り、いじめ問題に対応していく。



※ 相談や情報提供は、上記担当以外のHR担任・部活動顧問等、話しやすい先生でもかまいません。また、学校関係者以外の人や機関に相談する方法もあります。

※ 秘密は厳守しますので、安心して相談してください。

対応の流れ【以下が基本となるが状況により臨機応変に対応する】

いじめ情報のキャッチ

日常の観察・いじめアンケート・教育相談・
個人面談・生徒からの訴え・情報提供等

即日対応

正確な実態把握（事実関係の確認）【聞き取りは生徒課又は関係学年等】

いじめの事実を確認

いじめ防止対策委員会の招集・指揮（校長）

＜いじめ防止対策委員会で緊急対策会議の開催＞

- ① 情報の共有
- ② 調査方針及び分担の決定
- ③ 事情調査メンバーの決定
- ④ 調査メンバーによる事実関係の把握及び委員会への報告
- ⑤ 報告を受けた後、会議で指導方針を決定し、指導体制を編成
- ⑥ 職員会議で報告、職員全体で共通理解

指導方針決定

指導体制の編成

保護者

（連携）

被害生徒への支援・対応
加害生徒への指導・対応

（連絡・相談）

関係機関

- ① 加害生徒の指導原案は生徒課が作成する。
- ② いじめ解消に向けた指導を行なう。
 - (1) いじめた生徒をも守る。
 - (2) いじめた生徒に「いじめは決して許されない行為である」という意識を持たせる。
- ③ 暴力・恐喝等の犯罪行為等、学校だけでは指導が困難な場合、または重大な事案があった場合は関係機関に支援を依頼する。

その後の対応

- ① いじめ事案が解消しても、経過観察を行い、事後も継続指導を行なう。
- ② スクールカウンセラー等の活用を含め、心のケアを行う。
- ③ 再発防止・未然防止活動は継続していく。

いじめ指導記録カード

被害生徒	HR NO	氏名	(男 ・ 女)
関係する 生徒氏名 (HRNO)	(加害者等、関係すると思われる生徒氏名)		
担 任 及び 支援チーム	(編成された支援チームの関係職員名)		
内 容	(いじめの発端、いじめが発見されたきっかけ、いじめの態様、加害者の状況、保護者の状況等)		
報告の状況	(第一報を、いつ、だれが、だれに、どのような内容の報告をおこなったか。)		

対応状況		
月 日	被害者への対応内容	加害者への対応内容
	(被害者の状況、対応内容、保護者への対応、今後の方針等を記載) (聴取した内容等の詳細は別紙に記載し添付)	(被害者の状況、対応内容、保護者への対応、今後の方針等を記載) (聴取した内容等の詳細は別紙に記載し添付)